

基本的な設定をおさえた上、次の3つのアプローチ・タイプを設定した。

アプローチ・タイプ1 親としての養育に関する指導・援助（指導・援助姿勢1～3 目標設定水準1）

アプローチ・タイプ2 親子の関係性に焦点付けた内的吟味への指導・援助（指導・援助姿勢2～3 目標設定水準2）

アプローチ・タイプ3 虐待者自身の人生上の課題についての内的検討（指導・援助姿勢3 目標設定水準3）

上記のように、本グループは概観においては子ども家庭センターとして取り組む親指導の全般的事項を扱ったが、詳細な検討は子どもを分離する過程に関わる親指導に焦点を絞り検討してきた。アプローチ・タイプ1については、各子ども家庭センターの実務で検証していくことを提案する。また、アプローチ・タイプ2については、引き続き次年度以降の検討を提案したい。

## 2. 虐待者援助を考える上での虐待者のカテゴリーについて

子どもを虐待してしまう親とは、力の濫用、怠慢、不当な処遇により親の一方的な身体的暴力や無視、養育の怠慢、衝動的言動（乱暴な言葉）、性的攻撃・誘惑等によって心身の安全が保障されない状況に子どもを追い込む親である。虐待者への指導・援助を考える上では、虐待する親がどのような動機、感情、人生経過、親子関係において虐待行為に到るのか、またそれに関わる社会的諸条件はどうなっているのか、そして関わろうとするわれわれ機関に対しては、どのように反応するのか、そしてどんな変容が予想できるのかを知ることが必要不可欠である。こうした、いわゆる親指導上のアセスメントを行うためには、虐待をしてしまう親をどのようなタイプやカテゴリーにおいて理解するかが重要な課題である。

こうした観点からこれまでに提案報告されている様々なカテゴリーを概観し、本グループでの検討を概括する。

### （1）虐待者の分類例

#### ① 一般的な形態分類。虐待種類別の各親群（基本形）

1. 身体的虐待：  
殴る、蹴る、たばこの火を押しつけるなど身体や健康に危険のある行為。
2. 放任虐待（保護の怠慢・養育放棄）：  
子どもを家においたまま外出や食事をするとか、食事をあたえず極端に不潔な環境で生活させる、必要な治療や教育を受けさせないなど、健康状態や安全をはじめ、様々な子どもの権利を損なう行為。意図的な場合も意図しないで、あるいは無知による場合も含まれる。
3. 心理的虐待：  
子どもを無視したり、心を傷つけることを繰り返し言ったり同胞間で差別的な扱いをするなど、情緒的、心理的に子どもを傷つける行為。
4. 性的虐待：

子どもへの性交や性的行為を強要したり、愛情表現として性的に誘惑したり、性器や性交を見せるなどの行為。

4つの虐待分類の中で性的虐待は他の虐待と違う特異性があり、区別しておく必要がある、その特異性について言及しておきたい。

#### 《性的虐待の特異性》

- ・性的虐待は他の虐待と違って、虐待者が親だけに限らず身近な年長者（祖父、叔父、兄弟等）によることが多い。
- ・父親からの性的虐待を母親がうすうす気づきながら、子どもをきちんと守れない場合がある。中には母親に子どもが訴えているのに守ってもらえない場合もあり、この場合には、父親の性的虐待と共に母親の怠慢（ネグレクト）も加えて子どもの置かれた立場を考える必要がある。
- ・児童福祉施設内でのレイプにおいても同じように本来子どもを守るべき人の怠慢（ネグレクト）がある場合には、虐待といえる場合があるのではないか。
- ・アメリカ合衆国では親族の性的虐待を含め、性的虐待を性暴力による犯罪行為としてとらえ、被虐待児も性暴力犯罪被害者と位置づける流れにある。
- ・親・保護者からの性的虐待と、他人による通り魔なレイプなどの性暴力被害は同じではない。子どもを保護する立場の人から受ける性的虐待はそれ自体が家族関係のゆがみを反映する問題であるが、他人からの通り魔的な被害では親も子どもも共に被害者としてショックを受ける。ただし、被害に遭った子どもが受けるショックと親が受けるショックの内容にはズレがあり、それが家族関係のゆがみを生じる危険性がある。

虐待の形態別の分類は、虐待行為として何が起きているかを明示する分類であるが、実際には重複した虐待行為も多く、また虐待をしてしまう親への指導・援助の方法吟味のためのアセスメント判断リストとは必ずしも対応しない。

#### ② 虐待者の意図・動機による分類（以下②～⑤のカテゴリーは安部(2001)のアセスメント分類の提案を元に検討された。）

1. 過度のしつけ
2. 力の一方的濫用
3. 自由を奪う支配管理
4. 養育の拒否あるいは怠慢

虐待行為の形態によらず、虐待者の子どもへのかかわり方、養育姿勢をめぐるとらえ方である。対比させると身体的虐待は主に1、2、3、養育的放棄・怠慢は4、心理的虐待は主に1、2、3、性的虐待は2、3、が該当する。

この分類によれば形態上の虐待行為分類では見えてこない虐待者の意図、虐待行為に到る虐待者の要因が見えてくる。指導・援助の方針とはある程度の対応関係にあるとみられるが、1人の虐待者に複数の項目が該当する場合もある。

### ③ 虐待者の重症度、病理水準による分類

1. 偶発的に虐待行為をしてしまう水準。(カッとなってやったなど)
2. 虐待しているという問題意識は持っているが、やめられないという水準
3. 子どもの問題に悩み、子どもが悪いために生じた養育上の行為が虐待となってもそれは問題にしない水準。子どもの問題だけが強調され、その結果として親の不適切行為が生じたのか、そもそも子どもの問題の原因に虐待があるのかには取り合わない
4. 虐待を否認し、自分は悪くない、虐待はないと全く虐待を認知しない水準

この分類は、親の虐待認知の程度、子どもとの関係性への気づきからの分類である。1から4になるにつれて親の内的吟味力の問題性が大きくなり、指導・援助が困難になってくるといふとらえ方ができる。

### ④ 虐待のある家族のタイプ別分類

1. 家族を振り回す親。配偶者や子どもを心理的・暴力的に支配する
2. 子どもを放任、養育怠慢がみられる一人親家庭
3. 母子両方に暴力をふるうDVの父親
4. 母親の育児疲れ
5. 子どもに期待過剰な親
6. キレル親と頑固な子ども

この分類は安部（2001）が経験的に虐待事例を分類して示したものである。家族を単位とした病理性やその文化の違いをとらえたもので、親個人の問題だけでなくそれを取り巻いている兄弟、子ども、親族等の家族全体の問題が浮かびあがってくる。安部はそれぞれのタイプに応じた指導・援助の指針を提案している。

### ⑤ 虐待者（加害者）の心理・行動特徴からのタイプ別分類

1. 育児不安から生じる乳児への虐待
2. 完全主義の親による主に幼児への虐待
3. 子どもへの愛情が欠如していることから発生する虐待
4. 常識を越えた嫉や感情をコントロールできないことによる虐待
5. 未熟な親による虐待
6. 性格（人格）障害による虐待
7. 激しい衝動的暴力による虐待
8. 精神障害による虐待
9. 性的虐待の親

この分類も経験的なタイプ分類（安部、2001）として提案されている。どのような契機から虐待が発生しているのか、虐待のメカニズムを経験的な事例から抽出したものである。安部はこれについても、タイプ別に対応の基本的見通しを提案している。

### ⑥ 虐待者の諸要因による類型化（ジョーンズら 1995）

ジョーンズら（1995）は虐待者のカテゴリー化を試みるにあたり、以下の7項目の基本的な要

因を検討項目として挙げている。

1. 人格特性及び社会的活動
2. 精神医学的な状態
3. ストレスの存在
4. 虐待にいたった行為への「了解の可能性」
5. 虐待発生時およびそれ以降の親の行動
6. 介入への親の反応
7. 社会的状況

ジョーンズらは、これに基づきネグレクトと身体虐待については、1次的虐待と2次的虐待の2群に分かれるとした。

◆1次的虐待：虐待の理由が親子関係の基本的なゆがみに関連し「了解が可能」である。人格的、社会的問題は少ないか存在していない。

1. 子どもの特性によるもの（育児上の困難とストレス等）：  
予後良好、虐待者は援助を受け入れる。
2. 強迫観念（完全主義の行き過ぎ）：  
予後良好、乳幼児の正常な発達理解に関する援助が必要。
3. 独善的で過度のしつけ：  
予後変動的、援助を受け入れる親の意思次第。
4. 一時的な拒否：  
予後変動的、早期に代償的ケアを提供できるかどうかによる。

◆2次的虐待：暴力やネグレクトが日常生活、ことに育児上の問題または人格障害や精神病と関連している。

5. 社会的な無秩序／剥奪：  
予後変動的、親が自分の問題を認めるかどうかで決まる。  
実践的援助、直接的カウンセリングが不可欠。
6. 未熟な親：  
経過変動的。子どもの保護必要。親の成熟への援助が必要。
7. 複合障害の親：  
予後は変動的または不良  
実際の、直接的アプローチにより強い愛着形成がみられない限り親子分離必要。
8. 逸脱（代理ミュンヒハウゼン症候群等の社会病質問題）：  
予後不良。人格障害の否認があり治療不可能。長期親子分離が必要。
9. 保護の怠慢：  
予後変動的。母への援助によりケアできるようになる。
10. 精神病：  
予後は精神病の経過により左右される。

## (2) 親との関わりを通してみえる親の反応によるカテゴリー化の試み

上記の分類や経験的な見地を踏まえ、虐待者に対して指導・援助を行うために虐待の告知を行った場合の虐待者の反応をみると、

- ① 虐待を否認し援助者との関係を拒否する親
- ② 援助の同意、受け入れが変動的な親
- ③ 虐待を認め問題意識をもち積極的に援助を求める親

の3タイプに大別される。

子ども家庭センターでは、この①②③の親に対してのかかわりを以下のように整理してみたい。

### ①虐待を否認し援助者との関係を拒否する親

援助への動機づけを含めたアプローチをしても関係の深まりが得られず、虐待を否認し続け、援助を受け入れない親である。

モニタリングにより子どもの安全を確認し、虐待の程度によっては保護や長期的な親子分離が必要であり、強制的な保護を行う場合もある。

### ②援助の受け入れが変動的な親

虐待者が自らの行為を「虐待」として認める、あるいは「虐待」と全面的に認めるには至らなくとも何らかの形で自分の行っていることは子どもにとって「不適切な対応」であることを一応は認めるのだが、時にその認め方は安定を欠いており、そのために指導・援助の受け入れも変動的である。又、子ども自身に何らかの問題がある場合、親が子どもを叩いても子ども自身の問題性によると考えて、親自らの行為が虐待であると認めない場合もある。

援助者が親と出会う当初より、虐待行為そのものは許されないとしつつも、親自身の人格を否定せず、虐待行為が親自身の心的外傷や生育歴に影響された結果である可能性を含めた視点を持ち、親自身の変容の可能性として振り返る必要を伝え、指導・援助への動機づけを高めるアプローチが必要となる。

教育的アプローチ、家族の生活への援助（経済的支援、施設利用、育児支援等）等を行うなかで、援助者との関係が徐々に深まり、虐待者自身が子どもへの対応の不適切さに気づきはじめ、援助を受け入れるようになる場合もある。

### ③虐待を認め問題意識をもち積極的に援助を求める親

親自身が相談のモチベーションをもち、自ら援助を求める場合、援助には協力的で関係もとりやすい。親子分離した場合もしなかった場合も援助者との安定した関係の中で「虐待」「不適切な養育」をテーマにして扱うことができる。カウンセリング的アプローチにより虐待者自身が自分の感情や過去の経験など内面的な問題に触れながら、親子の関係性の問題に取り組む主体となれる。また、実際的な経験を重ね、知識を得て、本来持っていた力を強化され（エンパワーメント）、子どもとの関係が深まっていく。

親子分離をしない形での援助が可能なケースもある。親子分離しているケースも親子の再統合がかなり可能である。

上記のように虐待する親を様々な角度から分類したが、経験的には必ずしもこうした分類が正確に対応するようにはあてはまらず、明確に分けにくい場合が多い。親との関わりの過程を通じてむしろ明らかになってくることは、われわれの得た情報や、諸般の事情による人間関係の様相によって、様々なタイプが混合するとか、場面条件やわれわれの情報の入手、蓄積に従って分類が変わっていく場合が多いということである。

### 3-1. 虐待者が示す反応と援助への動機づけについて：在宅援助事例の検討から

#### (1) 基本的な視点

対人援助サービスが目的にかなう成果をあげられるかどうかの成否は、たとえそれが強制的で対立的な色彩を帯びていたとしても、あるいは親和的で互いの信頼や期待を強くもって始められたとしても、その援助サービスを実施する側がまずどれだけ「相手の身になって」耳を傾け、達成目的を吟味し、どれだけ「相手に寄り添った」感覚を保ちつつ関わり合えるかにかかっている。

心理療法における治療不能事例の検討を行ったダンカンら（Duncan, Hubble, Hiller, 1997）は、行き詰まりを打開させる有力な鍵概念としてクライアントの肯定的な資質を尊重することと、クライアント自身が持っている「変化の理論」を明らかにして可能性を探ることを挙げている。虐待者への指導・援助は極めて困難なタイプの対人援助サービスに属し、こうした観点からの援助の考え方を必要としている。つまり、虐待者が示す反応と同時に援助者が示す反応、すなわち両者が関わる「関係性」が問われているという認識が必要である。

子どもの保護という観点だけから見れば、虐待者は子どもの安全を損ない傷つける危険人物であり、子どもを虐待から守る立場にありながら、虐待者をサポートし、援助することは単純な図式では矛盾が付きまとう。虐待者からみても、自身の養育生活に干渉し、時には子どもを一方的に連れ去る権限を行使する立場にあって、いわば自分を養育者としては不適切であると決定を下そうとしている者にどうして指導や援助を受けなければならないのか、矛盾している。

この対立と矛盾を解くためには、虐待者援助が虐待という「関係性の病理」によって破綻した親子関係・家族関係の修復がねらいであり、親子が新たな虐待しないですむ関係性へと離脱できることを指導・援助するのだという立場を常に確認することと、援助の発想に限ってみれば、虐待者の肯定的な資質を尊重すること、虐待者自身の発想の仕方を探求・発見し、虐待者自身が納得して課題と認知することを取り上げながら事態の好転を旨とすること、が重要と言える。

#### (2) 虐待者に対する援助への動機づけの必要性

これまでの援助事例の検討から、虐待者への援助を行うにあたり、虐待者自身が自分の行為を「虐待」として認識し、親子関係を見直すためのプログラムを受け入れること、すなわち、援助者と虐待者との関係の中で「虐待」をテーマとして扱うことができることが重要であることが明らかになってきている。したがって、援助者には「虐待の告知」の必要性が生じる。

これまでの事例では、「虐待」が行われた証拠がなく虐待者に事実確認できないままになっていたり、子どもの側の問題だけを取り扱い、虐待者自身の問題や課題が提示されないなど、虐待者に対して「虐待」という核心に触れずにアプローチした結果、援助者と虐待者の関係が深まらず適切な援助が提供されなかったり、援助関係が虐待者にふりまわされたり、援助側の隠れた「虐待」判断によって混乱したりするケースが多かった。

通報などにより虐待ケースを受付け、援助を開始するにあたって、まずは子どもの安全確認と保護の必要性を最優先に検討することが基本であるが、最終的には子どもの最善の利益を保障し、自立に向けての援助を行う上で虐待者への援助をも進めるためには、初期の段階において虐待者自身が「虐待」という問題に取り組むための認知とモチベーションを持てるようなアプローチが必要であり、そのためには虐待者に対して何らかのかたちで「虐待の告知」が必要となる。

### (3) 在宅家族への継続援助（事例からの検討）

次のような場合、親子分離せず子どもを在宅させたままで援助をすすめることになる。

- ① 子どもの安全確認によって保護の緊急性は無いと判断された場合
- ② 育児支援的な援助で問題の改善が見こまれる場合
- ③ 子どもの安全が脅かされる状態にあると判断し一時的に分離保護はしたが、その後の経過の中で虐待者自身が一定の理解と変容を示し、今後子どもと生活を共にしながら相互の関係を見直していくための援助を行うことが妥当であると判断された場合
- ④ 上のいずれにもあてはまらず情報の不足のため家族との接点を持ち情報収集を続ける場合
- ⑤ 直接の虐待者から親子が分離した場合（性虐待の加害者から離脱できた母子やDVから離脱できた母子など）

これらの場合、家族との関係が保てる援助者・機関が窓口となり、関係機関との連携の中で、個別的、あるいはグループによる継続的な援助が行われる。

### (4) 個別的援助について

虐待者への援助を進める上で基本的なアプローチは（1）で述べたとおりである。

在宅家族への個別的援助では、母子共に子ども家庭センターに通所するか、子ども家庭センターもしくは関係機関が家庭訪問するという形で援助が継続される場合があるが、その経過の中では一貫して子どもの安全確認を行うことが基本となる。

センターへの通所指導あるいは家庭訪問では、子どもの安全確認することを基本にしながら、その上で子どもの心理的ケアと親子の関係の見直しを行っていくが、虐待者の家族・親族（夫、祖父母など）との関係や経済的な問題等からおこる不安を受けとめ、生活の見通しなども含めた支援が必要となる。

今回検討したいくつかの事例では、一時保護の時点で子どもへの対応が不適切であったことを告げながらも、子どもとの関係改善にむけての援助については何度も提案を繰り返すことになっている。初期にはかたくなに態度を改めようとしない親が多いが、親自身が取り組まなければな

らない問題であることを何度も伝えている。

子ども家庭センターは援助の中核を担うが、子どもの安全を確認し、親の不安を受けとめていくことには関係機関との協力や連携が欠かせない。事例では、子どもの一時保護、母との連絡調整、通所指導の協力、家族の状況確認において、学校や保育所などが非常に大きな役割を果たしてくれている。関係機関が子ども家庭センターとは違った視点を持ち、親との受容的な関係を基に連携をはかることで援助の幅が広がっていくと考えられる。

事例によっては同胞の健診の時期に市町村の保健センターと協力して、健診後のフォローとしての育児援助を通じ、親子教室や保育所の園庭開放への参加を勧めたりして援助の接点を増やし、親の育児負担を軽減することもしばしば試みられている。

#### **(4) グループによる援助について**

保健所や市町村の母子保健関係機関、民間団体などで、育児支援を目的にマザーグループを運営するところが増えてきている。このようなグループでは実際には虐待に近い問題を持った親の参加がはじまっており、子どもの状態の見守りを行いながら、家族の情緒的支えとなり養育関係の改善を目指すという虐待予防の取り組みが始められている。このようなグループ指導の実態としては、参加しているメンバーは個別的な援助も並行して受けていることが多い。また、不適切な養育を行っている親に特化したグループ指導の検討や、親子分離した親へのグループ指導も試みとして提案されつつあるが、今後の課題であろう。

このように家族と接点を作る援助者・機関が窓口となってグループによる援助がすすめられているが、子ども家庭センターは事態が悪化し、子どもの分離・保護が必要となった場合に介入する役割を担うことになる。これらの役割については関係機関が互いに常時、機関連携のネットワークを組み、問題意識やモニター情報の評価について協議するといった作業が必要である。

### **3-2. 親子分離した事例の検討からみた虐待者が示す反応と援助への動機づけについて**

#### **(1) 初期対応・見守り期**

##### **①虐待の発見**

子ども家庭センターによる虐待ケースの発見、認知の端緒は、かなりの部分が通報によるもので占められている。検討されたいくつかの事例においては、近隣の住民や関係機関が被虐待児の様子や行動を不審に思い、連絡したこと等が発見の端緒になっている。こうした通報を受けた段階では、子ども家庭センターは全く手がかりがないか、かなり限定された情報しか把握できていないことが多い。

学校、保育所、病院等子どもが通っている機関からの通報では、家庭内の状況がある程度分かっていたり、子どもの被害に関する内容は具体的であったりする。しかし、近隣住民等からの通報では、子どもや家族の様子は断片的にしか分からないことが多い。同居の家族や親族など、子



どもの虐待を直接見てはいるが、独力では解決が困難で通報してくる場合、多くは自分が通報したことを秘密にして欲しいとの気持が強く、通報による直接の援助や介入の糸口を期待しにくいことが多い。

この段階では、子ども家庭センターはまだまだ情報が不足しており、何らかの家族との接点を求めて、家族と関係が持てる人や、地域の機関を頼って情報収集を行う。子ども家庭センターは学校や保育所、近隣の民生・児童委員などと協力してモニター体制を敷き、子どもの心身の様子などを注意深く観察し、虐待事実の発見・把握は勿論のこと、事実経過や家族状況等の詳しい情報把握に努める。

### ②虐待者のいる家族との接触

虐待者のいる家族と関係が持てる人や地域の機関で、その家族と何らかの付き合いがあり、または限られた範囲であっても、家族と協力的に接している人があれば、子ども家庭センターはそうした関係を頼って情報収集を行うことが可能である。この段階では、まだ家族との直接の接触がないか、あっても非常に限られたものなので、虐待者及び虐待者のいる家族は子ども家庭センターを初めとする機関に対する特別な警戒心を示すことは少ない。それでも自分たちの家族が近隣や学校等から特別視されているのではないかと被害感情が強くて転居を繰り返したり、地域から孤立して生活していたりする場合もある。子ども家庭センターが虐待を疑うに足るある程度の情報把握をして家族と最初に接触する時点での対応が一つの分岐点となる。

子どもへの虐待事実は間違い無くあるが、その頻度や程度は比較的深刻でなく、今すぐ緊急に保護しなければならないほどでない判断されたり、あるいは不適切な養育は見受けられるものの、育児支援的な援助によって問題の改善が可能と見込まれる場合、あるいは虐待は疑われるがまだ決定的な証拠がない場合などに、まず子ども家庭センターは直接、虐待事実を保護者にただしたり、突きつけたりせず、子ども家庭センターを初め、関係者が「子どものことを気をつけて見ている」という姿勢を示してそのような示唆や働きかけが虐待者やその家族への虐待や不適切な養育の抑止になるかどうか、を見定める方法をとることが多い。

こうした示唆や働きかけ、周囲の目の存在や関係者・機関の見守りで、一時的に虐待が抑制されることはしばしば見られる。しかし、こうした示唆・働きかけだけで長期に虐待行為が抑止されることはむしろ少なく、一時的に虐待行為が減少しても、しばらくすると再び虐待が行われるようになることが多い。子ども家庭センターは、一方で、虐待の客観的証拠を集めたり、関係者の陳述を収集したりして、明らかな虐待行為があるようであれば、役割上、強制的に介入するべくその準備に入る。

### ③初期の気づき

虐待者のいる家族と穏やかに話ができるようであれば、今、保護者が取っている方法は社会的には虐待と考えられることを説明する。虐待と言われるような方法でなく子育てができるよう応援していきたいという援助者の思いが伝わるように働きかける。保護者自身も多かれ少なかれ、自分の養育の方法が他人から批判されるであろうことは分かっていることが多く、援助者が責めずに関わると虐待を認めることができるようになる場合もある。虐待を保護者自身の問題として

解決していくためには、初期の段階で、仮に便宜的に子どもの問題行動として関わりを始めても、時期をみて保護者による虐待や不適切な養育が課題であると気づかせることが重要である。

しかし、この段階では、虐待者は虐待を行う理由を子どもの性格や行動特性のせいにすることも多い。あるいは仮に叩く等の行為自体を認めても、それはしつけとしての行為であり「自分も叩かれて育った。けがをしたこともあるし、外に放り出されたこともある。それがあかんのですか」といった反論をすることもある。そして、保護者の中には、一体誰がそんなことを連絡したのか、どうして自分達のことを虐待という形で知ったのか等、怒りや敵意を通報者や介入する子ども家庭センターに向けることも多い。

人に対する不信感が強く被害的にものごとを受け取りやすい保護者には、虐待行為だけを取り上げて話し合っても親子関係の改善には結び付かず、保護者の苦労や苦しみを分らない人に話をしても仕方がない、と関わりを拒否されてしまうことが多い。そのため、子ども家庭センターは保護者を責めたり育児に強制的に介入したりするためだけで関わるのでないことを伝え、話し合える関係を作ることが大切である。その上で、子ども家庭センターの役割や機関として提供できるサービスなどについて理解が得られるよう誠意をもって話し合いを進めていく必要がある。

#### ④問題意識の共有

これらのことと平行して、家族との接点がとれ、虐待者やその配偶者と関わりが深まるにつれ、虐待者自身の生育歴で親にかわいがられた経験が少なく、家庭の味が分からないなど、子どもを養育する具体的なやり方を知らないことが判明することも多い。また、転居を繰り返していたり、社会的に孤立していたりする場合も結構ある。場合によっては、自ら積極的に近隣や学校との接触を避けている場合もある。このような場合、すぐにそのような状況の改善を求めるのではなく、大変な状況、辛い境遇を共感的に受け止め傾聴することを通して関係を深めることが多い。

子どもに暴力を振るったり顔も見たくないほどの拒否感を感じたりしたとき、どうしてそういう行動になったのか、子どもをどうしたくて行ったのか等、保護者の感情や意図を確認していくと「こうあってほしい」という保護者なりの子ども像が分かってくる。援助者はその子ども像について話し合い、今取っている方法は「こうあってほしい」と思う子どもにするにはあまり役に立たないのではないかと伝えていく。また、子どもを虐待している時の気持ちを確かめていくと、保護者の過去の体験と重なり合っていたり、イライラしていた自分の気持ちを子どもにぶつけていたりしたこと気づき、自分の行為への理解が深まることもある。

## (2) 一時保護の前後

### ①介入と反発

周囲の目の存在や関係者・機関の見守りがあっても、子どもに深刻な怪我が見られる等、明らかな虐待の証拠があれば、子ども家庭センターは一時保護を行う必要に迫られる。子ども家庭センターは一時保護をする際、できるだけ「これからのことをじっくり考えるためには、いったんお子さんをお預かりして、一緒に相談していきましょう」などと、まずは保護者の気持ちを汲み取りながら説明する。法的に同意を必要としないからといって、強引に一時保護をしてしまうと、

子ども家庭センター側からの設定自体が、保護者とは対立・敵対関係の設定になってしまい、その後の援助が非常に困難になることを予想しなければならない。しかし他に選択肢が見当たらず、子どもの身柄の安全確保が優先する場合には、敢えて強制的な保護も必要である。

事例では、新しい傷跡や大きな痣が見られた子どもの身柄を子ども家庭センターが確保し、両親に子どもの傷を見せたところ、そのあまりのひどさに親がたじろぎ、躰のために叩いたことを認めてしまう場合もあった。しかし、多くの場合、一時保護を行う旨の告知に対して、保護者は自分たちが親としての資格を剥奪されたように感じ、反発・激怒することが多い。

このような場合、子ども家庭センターは、一定期間、子どもの保護が必要である旨の判断を毅然とした態度で伝え、保護者に理解してもらうようにする。それでも納得しない時は、「このような場合、子ども家庭センターとしては、双方の言い分について家庭裁判所の判断を仰いで、それで決定してもらいましょう」と呈示する。併せて子ども家庭センターに一時保護の権限があることも伝える。すでに援助関係の過程にあり、保護者との何らかの関係ができている場合は、その時の状況や保護者の心情を踏まえて説明する。

## ②保護者の逡巡

両親は、虐待についてもはや言い逃れができず、またそれに基づく一時保護も避けられない、自分たちの抗弁が成り立たないと感じると、それまでの反発的・攻撃的態度から急に態度を変えて、いろいろと副次的な理由を述べたり、実行できそうにもない約束事などを提案して「一時保護までしなくともよいのではないか」というふうに「ねぎる」交渉や、あるいは自分たち夫婦の悲運や家族の置かれた境遇の劣悪さを切々と語って、なんとか譲歩を引き出そうとしたりする。保護者の中には、それも無理と分かると、あくまでも一時保護には同意しないとして、脅しや捨て台詞を吐いて子ども家庭センターとは決裂するかのような態度を示すこともある。

しかし、その後も対立が続く事例は限られており、いったん一時保護が確定されると、一時保護の事実は容認するケースが多く、その後はそういう事態に至った原因を子どもの問題行動や性格特性、あるいは通報者や関係機関、子ども家庭センターのせいにすることが多い。即ち虐待という社会的に容認されないことを犯してしまったというレッテルを張られることに抵抗を示すのであって、必ずしも子どもと一緒に生活することに執着しているわけではなく、取り返しのつかない形で自尊感情を否定されたり、自己評価の低下を強いられたりしたことに反発していることも多い。

事例によれば、虐待を行う親の許容枠が狭く、子どもが自分の基準枠に入らなければ叩くことを繰り返している場合がある。その背後には「ちゃんと躰なければ」「世間様に後ろ指をさされたくない」などの恥の意識や、ともかく親としての自尊心を守ることに精一杯の気持ちがうかがわれる。「親族や学校の先生の言うことは聞くのに、親の言うことは聞けない。それで余計に腹が立つ」と述べている事例もある。

## ③親子関係修復への努力

一時保護中の様々な調整により、虐待者は子どもを叩くことがいけないことであること、有効

な方法でないことを理解し、個人的な努力を始める機会ではあるが、そうした個人的な努力だけで虐待を克服することには限界がある場合が多い。一時保護所を退所後、しばらくは虐待もおこらず、子どももある程度安心して暮らす。しばらくすると小さな虐待が起こり、やがて大きな虐待へと発展することも多い。即ち、虐待は複合的、かつ構造的な要因でおきている場合が多く、虐待者の精神的な構えや態度といったものだけで起きているわけではなく、個人的な努力だけで克服することには限界があることが多い。

そういう意味では、虐待者への説得や行動変容の要請だけで虐待行為が消失することは希で、虐待せざるを得ない背景要因そのものの改善や、子どもと虐待者の関係を含む家族関係そのものを変容する必要がある。

虐待者が置かれている社会的境遇のまずさ、資質や特性の脆弱性などが背景にある場合も多く、しばしば虐待行為は虐待者のSOSである場合もある。事例では、虐待行為が、それまで子どもの身体の中でも衣服で隠された部位に限られていたものが、次第に一見して分かる部位に変化し、虐待者が虐待を隠す意図が薄れ、周囲や関係機関にSOSのサインを出していると考えられた場合もある。こうした事例の中には、接触し始めた時点では子ども家庭センターに強く反発していたが、しばらく関わるうちに一時保護に同意し、むしろ庇護を求める態度に移行した場合もある。

### **(3) 設入所前後**

#### **①新たな関係構築への努力**

一時保護を契機として、保護者は虐待を行わないように主観的にはかなり努力する場合もある。しかし、多くの虐待は複合的、かつ構造的な背景要因が幾つも重なって起きている場合が多く、容易には消失しない。やがて、保護者はこのままでは親も子どもも駄目になってしまうと感じ始め、しばらく子どもと距離を置いて暮らすのも止むを得ないと思いはじめ。

子ども家庭センターは保護者から施設入所を言い出した場合であっても、まずは保護者の気持ちの流れにそった対処を心掛ける。「親子でうまくやってほしいと思いましたが、お互いに少し距離をとったほうがよさそうですね」「しばらくこちらで子どもさんと話を続けてみて、親ごさんの気持ちをよく伝えたいと思います」「子どもさんの育てにくさが集団生活の中で少し変わるかもしれませんね」など保護者の気持ちを酌んだ言葉かけをする。そして、できるだけ今後の目標、即ち親子・家族の再統合へ希望を持てるような話題に心掛ける。

#### **②入所後の保護者の気持ち**

保護者は入所直後、喪失感の大きさから、子どもを施設へ入所させたことへの後悔の念にしばしばとられる場合もある。「誰にでも起こる気持ち」としてよく受け止めた上で、保護者の入所の決断を大いに評価する。

その後の保護者との面接の中では、施設生活に慣れてくると、子どもはこれまで抑圧していた気持ちを様々な形で表現するものであり、これを「施設で余計に悪くなった」と受け取らないよう、あらかじめ理解を求めておく必要もある。保護者自身が自らの性格、自分の親との関係、夫婦関

係、子どもとの関係を考える様子があれば、その姿勢を評価する必要がある。

面会や帰省については、子どもと保護者の状態が落ち着いてから始めることが一般的であることを説明するとともに、保護者の意向をよく聞き、子どもの意向も受け入れられるよう、配慮しながら伝える。入所中に受ける子どもの心理治療、もしくは子ども家庭センターへの通所についても、その方法や目的について、子どもと保護者に納得のいくように説明しておくことが大切である。

施設内での親子調整は通信・面会・外泊などによって行われることが多い。とりわけ施設入所後の最初の面会をどの時期に持つかは今後の親子調整の重要な鍵と言える。親は面会を強く要求していても子どもは面会を拒否する場合や、今までの親との関係の中で子どもが拒否することができない場合等様々である。

### ③家庭復帰、親子関係の再構築に向けた調整

子どもの施設入所は在宅では調整困難な親子を分離し、子どもと親の双方の治療的援助を行うとともに、虐待関係に陥った親子関係の修復・再構築へのはたらきかけを行う契機となる。施設から家庭復帰への試みは、施設援助の重要な目標のひとつであり、施設と子ども家庭センターおよび地域の関係機関が、綿密に連携してこそ進められるものである。子どもの家庭引き取りは、虐待再発の危険性が認められないこと、再発を防ぐ家族周辺の援助体制のネットワークが形成されているかどうかにより判断する。

保護者によっては、子どもを早く引き取りたいために「仕事を見つけました」「病院を受診しました」とう虚偽の発言をする場合がある。ところが、家庭周辺の調査をすると事実と反する場合もあるので、必ず事実確認の調査をする必要がある。

保護者の子どもに対する責任ある行動は引き取りの際の重要な判断材料になる。子どもに面会や外泊の等の約束をしながら、実際には来所しない保護者もいる。このような場合、子どもは保護者に対して絶望感と裏切られ感を持ち、心の傷を深める危険性がある。保護者の責任ある態度と子どもの保護者に対する感情を十分見極めることが重要となる。

外泊の実施に際しては、地域の関係機関の協力が必要になる場合もある。外泊の状況を、施設や子ども家庭センターが把握するとともに、毎日の様子を見てもらえる民生委員など、家庭復帰後、親が相談できる機関との顔つなぎも含め外泊での様子をみてもらうことが客観的な判断を行う材料ともなる。

外泊時の状況は家庭引き取りの最終的な判断材料となる。保護者は「子どもは変わりました」と述べ、子どもは「お父さん、お母さん、優しくなった」等と言って、双方とも面会の一瞬を捉えて問題が解決されたと錯覚することも多い。外泊は一時保護後の親子の変化を相互に体験する機会となる。親子関係修復のための面会、外泊等の回数及び期間の設定については個別の事例の課題に応じた調整と検討が重要である。

#### 4. 子どもを分離した虐待者への援助のあり方について

児童虐待を理由に子どもを家庭から分離するプロセスは、しばしば虐待者や家族の心情に激しい抵抗や怒りを生じさせ、虐待や不適切な養育についての子ども家庭センターの見解を巡って保護者と子ども家庭センターが対立するという場合も多い。虐待行為を否認し、子どもの保護に同意せず、それまでの相談・援助関係での信頼関係を裏切られたとか、突然の介入によって自分たちの人生が侵害されたと感じている虐待者、親権者に、まさにそのトラブルの元凶である子ども家庭センターが、こともあろうに、その人達が同意したわけでもない虐待を理由に指導・援助を行おうとすることには、かなりの無理があるだけでなく、そうした対立を含む関係自体が当事者の虐待問題の背景にあるかもしれない「関係性の病理」や「力による支配－服従の論理」を当の相談関係において無意識に拡張・強化してしまう危険性も高い。こうした観点から、虐待者への指導・援助関係の設定のあり方やそれを担当する機関の妥当性、子どもの分離・保護と並行した役割分担等の体制のあり方も含めて慎重かつ根本的・基本的な検討が必要である。

しかし子ども家庭センターは現在のところ、子どもを保護する機関として虐待者と関わりをもつ唯一の相談機関であり、上に述べた根本的ないくつかの課題はありながら、本検討グループでは当面可能な対応を検討した。

この関わりにおいては、何を目標とするか、またその方法において強い介入的な指導から、教育・訓練的な援助や、虐待者自身の主体的な取り組みを支えようとする治療的援助まで、かなりの幅とそれらの流動的な組み合わせが想定され、多くの課題と検討点がある。基本的には子ども家庭センターと虐待者との関係、保護者や虐待者自身の課題、およびそれらについての子ども家庭センターの姿勢が重要な鍵となる。

##### (1) 指導・援助の姿勢

子ども家庭センターの指導・援助の姿勢は虐待者との関係を手がかりとすると、以下の3つの姿勢が考えられる。

子ども家庭センターと虐待者との関係	子ども家庭センターの指導・援助の姿勢
<b>指導・援助姿勢1</b> ：虐待者が虐待の事実を認めず、子ども家庭センターへの協力に同意しないで時には激しく対立する。	→ <b>強い指導・介入的援助</b> 関係の変化によって指導・援助姿勢2や3に移行。

場合によって虐待者は子どもを分離した子ども家庭センターへの激しい非難、攻撃、子どもの奪回を目指した追求をやめず、その対応だけが続く場合もある。しかし当初は対立的であっても、こちらが援助の姿勢を変えないで対応する間に虐待者が何らかの問題意識を持つに到る事例もあり、子どもを分離する時点からの関係設定、課題設定が重要である。

<b>指導・援助姿勢2</b> ：虐待者が部分的には虐待を認めるが子ども家庭センターへの協力については表面的・部分的に同意するだけ。	→ <b>教育的・福祉的指導・援助</b> 関係の変化によって指導・援助姿勢1や3に移行。
--	--

**指導・援助姿勢3**：虐待者が虐待を認め、子ども → **治療的接近を含む指導・援助**  
家庭センターへの協力に同意 関係の変化によって指導・援助姿勢1  
する。 や2へ移行、あるいは組み合わせる

## (2) 目標設定水準

関わりの目標設定については概ね以下の水準とそれぞれの課題領域が考えられる。これらは互いに排除しあうことではなく、場合によっては相互に重複して設定される目標となる。

### 目標設定水準1：親としての役割、具体的行為、客観的に確認可能な事実の水準

- 1) 行為水準での養育方法・技術の改善、あるいは習得。
- 2) 虐待を生じさせる背景要因となった社会的・経済的生活環境の改善。
- 3) 子どもの養育、教育に関する社会資源、相談窓口の利用。
- 4) 分離した子どもとの接触の仕方、通信、面会、外出、外泊、再同居の関わり。
- 5) 以上の目的に準じた機関等への継続通所、通院、服薬、連絡、活動参加など。

### 目標設定水準2：親子の関係性に焦点付けた虐待者の内的吟味の水準

- 1) 虐待者・家族の対人関係の見直しによる関係性の吟味。
- 2) 虐待者の関係性に反映する虐待者の心理・人格的ありようの見直し。
- 3) 虐待の関係性の影響下にある親子関係の理解、子どもとの関係修復の検討。
- 4) 虐待を生じさせてきた親子関係からの脱却を目指した新たな関係の創出。

### 目標設定水準3：個人的な人生上の課題についての内的検討の水準

- 1) しばしば2の検討からの延長としての虐待者自身を主人公にした人生経過の見直しと吟味。
- 2) 虐待者自身のトラウマ、被虐待経験の見直しと回復。
- 3) 子どもとの関係における情緒的修復、親から子どもへの補償的な関係の修正と子ども自身の親子関係への情緒的修復に対する援助。

## (3) 基本的な設定と3つのアプローチ・タイプ

子どもを分離保護した場合に限定しても、実際的な子ども家庭センターの虐待者への指導・援助のあり方は多岐にわたる。ここでは虐待者と子ども家庭センターの関係を主軸に関わりの姿勢、目標設定の水準を踏まえ、基本的な設定と3つのアプローチ・タイプを考える。以下にその各段階の概要と今後の検討課題を述べる。

### ①基本的な設定

#### 1) 子どもの分離保護時点での虐待の告知と指導・援助方針の提示

子ども家庭センターは、子どもの分離に際し、その責任において子どもを保護するに到った理由となる虐待、あるいは不適切な養育についての判断と見解を保護者、親権者、虐待者に告知し、子どもの分離保護についての同意を求める。親権者が子どもの分離保護に同意したにしろ、しなかったにしろ、子ども家庭センターは、分離した子どもへの援助と並行して、親子関係を建て直

すために、虐待、あるいは不適切と判断した養育関係や養育行為の修正、改善を目指した指導・援助の方針を示し、虐待者、親権者に協力を要請する。

この件に関しては、虐待としての子ども家庭センターの判断を明確に告知せず、子どもの問題行動や育てにくさ、親の家庭状況に焦点付けて子どもの分離を図ることが、児童虐待防止法施行以前の親権者の同意を巡っては多く用いられてきた。しかしこれまでの子ども家庭センターでの事例検討による報告でも、何らかの告知が援助関係の成立に寄与する率が高いことが示唆されている。先に3. で検討してきた事例をみても、不適切な養育についての認知の程度が指導・援助関係の質を決定付ける傾向が強く、アプローチの過程としては様々な局面での当面の説明や理由づけがあり得るとしても、子ども家庭センターとしての虐待の判断告知は指導・援助の基本要件と考える。

虐待者、親権者の中には子ども家庭センターのとした判断、行為に同意せず、担当者に強い敵意や激しい怒りに向け、親権者と子ども家庭センターの関係が力の論理による支配一服従の図式や、強い対立、互いの追及の文脈でしか展開しない場合もある。子ども家庭センターの担当者は虐待者、家族のこうした激しい怒りや抗議の気持は正當に認知しつつも、これらの非難や追求に対しては毅然とした態度で臨まねばならない。また事態がどのような対立関係にあっても、子ども家庭センターは、子どもの分離保護と並んで親子関係の建て直しを目指した指導・援助が必要だと考えていることを伝えることが重要である。

#### **虐待内容との関連、親の変容可能性のアセスメントについての補足**

ただし、実際的には虐待者と子どもの関係、虐待の内容、虐待行為の動機や虐待者自身の認知によって、この提示方法、表現や設定、指導の難しさにおいて違いが生じてくる。親権者自身が直接の虐待者であるかどうか、虐待者ではない親権者が、虐待を黙認してきた可能性があるかどうか、また介入を受けて子どもとの関係改善や安全の保障にどの程度の協力、力量が期待できるか、虐待者や家族に全くその自覚が無い無知による放置や怠慢があるかどうか、行過ぎたしつけのように、本来は良かれと念じてきた因われが硬化化した結果なのか、自身の不安や敵意による管理支配、力の濫用なのか、あるいは性暴力のように、そもそもの虐待行為の動機に子どもへの保護的な意識との断絶がある場合など、それぞれの対し方にはかなりの違いが想定され、虐待を巡る関係性、親の援助可能性についてのアセスメントが必要である。

性暴力、性虐待の加害と殺人未遂にあたる行為の大半においては、基本的に養育者としての本来の枠組みの否定・断絶といった文脈が事態の経過に含まれると考えられ、基本的な設定において虐待者以外の家族・親権者を主な対象にした対応が必要であると考えられる。また非虐待者である親・保護者が虐待者と離婚するとか、別居するとかして子どもを養育する立場になった場合には、この養育者に対する援助と虐待者への対応を分けて考える必要が生じる。

#### **親のグループ指導について**

ここでMCGの報告にみられるような子どもを分離された親のグループ指導の可能性についての検討が必要かもしれない（3で一部検討）。ただしこれまでの報告をみると、虐待をしてしまう親自身を主人公として設定する上での一貫性においても、親子分離を担当・管理する子ども家庭センターが直接に親のグループ指導を担当することは臨床上、不適切である。これについては、子ども家庭センターと並行して親のグループ指導を担当する何らかの別の実施機関が必要となる。



## 2) 虐待者、保護者の反応と関与の姿勢：親の指導・援助に関するアセスメント

保護者が自身や家族の虐待行為を認めない場合はもちろん、子どもの分離保護には一応同意したとしても、子ども家庭センターの指導方針には同意しにくい場合もある。また言葉の上では同意しても行動の水準では全く非協力である場合も、その反対に言葉では激しく非難しながらも、行動上はきっちりと約束を守って行動する場合もある。また子どもを返して欲しいという気持ちから、保護者が部分的に妥協して子ども家庭センターの指導に応じる可能性もある。あるいはかなり全面的に子ども家庭センターの指導に服し、協力・努力するという態度を示す場合もある。ただしそれぞれの表明された態度はそれがなされた文脈、関係、動機によって様々な展開をとり得る。したがって設定される関与の目標設定、関与の水準はその都度調整を要する経過をたどり、常時そのチェックやモニター・フィードバックを繰り返すことが必要となる。

こうした作業場面において、子ども家庭センターは、まず、子どもの分離保護を管理する立場にあり、虐待者、保護者にとってはしばしば敵対する存在とならざるを得ない。そうした関係の中で安定的な虐待者・保護者の状態評価をすることには多大な困難が伴う。虐待者への援助に関しては基本的に虐待者自身を援助対象としたアセスメント作業が前提となるが、2. で検討したような様々な研究等の枠組みは参照できるが、それが直ちに実際的に適用できる程の対応関係、実用段階にあるかどうか不明確なのが現状である。

従って本グループでは、当面、先にあげた姿勢と水準の枠組みを外枠として、よりこまやかなアセスメントについては随時・個別の検討を重ねることとしたい。実務的には、子ども家庭センターは子どもの保護・福祉を軸として、虐待者、保護者の反応とその内容に応じて関与の姿勢をとることになる（指導・援助姿勢1～3）。

## 3) 基本的に一貫した目標設定と、関係に応じた接点の設定

子ども家庭センターとしてはこうした虐待者ごとの態度の幅（それは関係性においては重大な落差をもつが）に応じた接点を開いて目標水準を調整することが必要となる。同時に、そうした反応の違い、目標水準の設定の違いにかかわらず一貫した基本目標を示すことも必要である。すなわち、子どもを虐待者から分離・保護するに到った理由となっている不適切な養育関係の修正・改善を目指すこと、より適切な養育行動を支持し、虐待を繰り返さないで済む養育関係の再構築、あるいは子どもとの関係の修復を目指した指導・援助を行うということが一貫した目標となる。

この基本目標における親子関係の修復は、必ずしも子どもの家庭復帰を前提とも、最終目標ともしない。子どもの家庭復帰は、それ以前の面会や一時帰宅と同様、親子調整のために行われる方法上の選択肢のひとつであり、たとえ子どもの家庭復帰が実現したとしても、それだけで課題の最終達成を意味しない。逆に子どもの家庭復帰が実現しなくても、親子関係の修復はそれなりに進められることである。

### ②3つのアプローチ・タイプ

- 1) アプローチ・タイプ1：親としての養育に関する指導・援助（姿勢1～3 目標設定水準1)

## a. 目標設定

アプローチ・タイプ1は「目標設定水準1：親としての役割、具体的行為、客観的に確認可能な事実の水準に焦点づけた関わり」を主軸とする。これは全ての虐待者に共通して設定されるが、特に指導・援助に十分な同意や協力が得られない場合や、信頼関係や意思疎通に安定感のない場合には、このアプローチ・タイプ1の関わりが中心となる。

具体的な目標設定は、以下の5領域において行われる、実際的な方法としては、詳細で具体的な行動上の課題が話し合われ、設定される。課題は一定の時間的スケジュールの枠組みに従って達成過程がチェックされ、評価される。全体としての手順は子ども家庭センターの主導で進められる。アプローチ・タイプ2や3と並行してアプローチ・タイプ1が実施される場合には、虐待者とその家族の協力度は高く、当事者自身の積極的な参加も期待されるが、基本的にアプローチ・タイプ1は、協力が得られないか、あっても不安定で不確かな協力しか得られない状態でも何らかの関与が可能となるような設定を構成する

### アプローチ・タイプ1での具体的な目標設定のための領域

- 1) 虐待行為、養育行為水準での養育方法・技術の改善、あるいは習得。
- 2) 虐待を生じさせる背景要因となった社会的・経済的生活環境の改善。
- 3) 子どもの養育、教育に関する社会資源、相談窓口の利用。
- 4) 分離した子どもとの接触の仕方、通信、面会、外出、外泊、再同居での関わり。
- 5) 以上の目的に準じた機関等への継続通所、通院、服薬、連絡、活動参加など。

## b. 指導・援助の姿勢

虐待者と家族が自らの養育について具体的行為水準での課題を認め、その指導・援助に同意するかどうかによって、指導・援助姿勢は強い指導から教育訓練、受け入れ的・支持的な援助までの間を変化することになるが、介入・指導的な関わりによって親子関係の状態評価と個別課題を選定していくことが基本となる。虐待の認知があり、指導に協力的な関係が成立する場合には、課題の選定やその評価にあたって虐待者自身の自己評価を重視し、主体的な自己決定が尊重される度合いが増す。しかし基本的に、選定される課題と子どもが受けているダメージとの照合などの作業は、子ども家庭センター側の主導で行われることになる。臨床的には、こうした一方的な指導関係の中で、特にあまり主体的、協力的でない虐待者の社会的文脈、対人関係上の自己評価（self esteem）を適切に守り、不適切に低下させない工夫が援助の重要課題のひとつとなる。

## c. 方法・作業手順

### c-1) 題目標の設定

先の1)～5)の各領域にわたって、個々の課題目標を選定し提示する。課題として何らかのプログラムの実施、活動参加が要請されることもあるし、社会資源の利用において複数の機関の連携を必要とする場合もある。また個別面接の継続によって、話し合いによる見直しが進められる場合もある。

### c-2) スケジュール・チャートの作成と管理

個々の課題についての関わりと取り組みの内容と手順、およびその時間的スケジュール

を立て、可能であればプログラムのスケジュール・チャート図を作成、子ども家庭センターが虐待者や家族と共有する。スケジュール・チャート図の共有が指導関係の確認となる場合もあるし、硬直的な駆け引きの道具となってしまうこともあるので、その使用方法、運用にはかなりのバリエーションがあり得る。スケジュールは随時変更されるたびにこのチャート図に反映される。

### c-3) 課題についての評価と指導

2のスケジュールに従い子ども家庭センターは、個々の目標について、達成度や具体的取り組みについての面接と調査を行い、それと並行して客観的な親の生活状態や親子関係についての状態像を評価する。子ども家庭センターは具体的なスケジュールの実施状況と状態像評価から指導、助言する。4)の親子分離の管理もこの手続きを通じて運営される。

### アプローチ・タイプについての今後の課題

- ・ アプローチ・タイプ1を実施するスタッフ体制の確立。

子どもの分離を管理するスタッフがそのまま親の指導・援助も担当することが現状の基本形であるが指導・援助の焦点があまりに子どもを返すことだけに集中するような場合や、初めから激しい感情的対立関係が突出してくる場合には特に、複数のスタッフの設定が必要である。

- ・ 個々の設定目標から、関わりのスケジュール化を行う基本チャート図のモデル（素案例1, 2を次ページに示す）。

基本チャートは課題目標と内容によっては実施基準を明記し、時間的なスケジュールによる事実レベルでの出来事を記載していく。指導・援助者と親の双方が課題を常時確認し、課題の進展状況過程をいつでも確認したりチェックしたりできることを目指す。担当者で指導・援助を受ける虐待者、家族の双方が同じものを持つ。

ダイアリーのように面接予定や活動予定とその実施の経過について事実レベルの過程が見えるようにする。

## スケジュール・チャートの素案例 1

yyちゃんについての今後の計画		大阪府G子ども家庭センター 電話		担当	
<p>1. これまでの親子関係について話し合いyyちゃんとの今後の接し方について考えます： 子ども家庭センター担当xxxと話し合っていきます（回数や予定は相談 連絡をとって決めます）</p> <p>2. yyちゃんのある M学園には先に約束して決めた予定の日に行き行って yyちゃんと楽しく遊ぶ相手をしてください。今は面会だけです。なお面会はM学園のTさんがご一緒します</p> <p>3. ~さんの心身の調子についてはT医院に定期的に通って治療を受けてください。 以上のことについて、これからもどうしていくか、話し合いながらすすめていきます。</p>					
以上について確認しました。		年	月	日確認	母
		年	月	日確認	担当
年 月 日	内 容				
NN年N月N日	母来所面接 上記について話し合いの上確認 子ども家庭センターとは当面2週間に1回位の頻度で面接 場所 日時はその都度約束して決めることとしました。 次回予約N月E日N時市役所				
N月P日	M学園に確認 母M学園でN月Y日 yyちゃんと面会 次回予定 N月P日				
N月E日	母市役所来所面接 . . . . .				

## スケジュール・チャートの素案例 2

今後のプログラム・スケジュール		方針：両親の育児に自信を持ってもらう 親子の安心感を確かめる				
時期	項目	内 容	項目	内 容	項目	内 容
5月	面会	毎土曜 保育士同席で面会	家庭訪問	3週に1回	来所面接	月1回 市役所
6月	面会	5月の様子で親子だけで面会	家庭訪問	同じ	来所面接	同じ
7月	子ども家庭センターでカンファレンス 面会 外出の適否について調整					

- ・課題の達成度を客観的にモニター、評価できる虐待者と家族の状態像評価リストの作成。  
スケジュール・チャートで個々の関わりとその課題遂行や達成の確認は運営管理され確認されるので、並行して、その達成度について客観的にモニター、評価できるリストを作成し、家族の生活状況、虐待の認知と課題意識、親子関係の状態、について評価する。この評価は子どもの分離を管理する上で、面会や外泊等の判断資料としても採用される。誰が管理し、判断するかなどの実務上の取り決めも必要。